公益社団法人群馬県看護協会国民保護業務計画

第１章　総則

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）に基づき公益社団法人群馬県看護協会（以下「本会」という。）は、指定地方公共機関として、同法に定めるところにより国民の保護のための措置及び緊急対処措置を講ずるものとする。

第１節　目的

本会国民保護業務計画は、国民保護法第３６条第２項及び第１８２条第２項に基づく国民の保護のための措置及び緊急対処措置のうち、本会の業務について定めるものである。

第２節　基本方針

第１　本会は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態（以下合わせて「武力攻撃災害」という。）において国民の保護に関する群馬県計画に基づく群馬県（以下「県」という。）の要請に対応し、的確かつ迅速に措置できるよう努めるものとする。

第２　措置の内容については、避難所又は医療施設における医療救護活動とし、実施期間は、原則的に県の要請の範囲内で概ね被災者の緊急的ニーズが満たされ自立の見通しが立つまでの間とする。

第３　第１の措置を講じる場合は、必要な情報を収集したうえで本会が別に定める「災害支援ナース要領」及び「災害対策マニュアル」に準拠し、派遣の方針の決定及び支援体制を整備するものとする。

第２章　平素からの備え

第１節　活動体制の整備

第１　本会は、武力攻撃災害が発生した場合に対応するため、常勤役職員の緊急時招集体制及び各地区支部長との連絡体制、支援の方法等を整備するものとする。

第２　支援活動に必要な物品を備蓄するとともに、点検及び充実に努めるものとする。

第２節　連絡、伝達体制等の整備

第１　県の要請又は県若しくは市町村長の通報、指示若しくは伝達があった場合の連絡手順を整備するものとする。

第２　災害支援看護体制を迅速に確立するため、関係機関との連絡及び協力体制を整備するものとする。

第３　群馬県看護教育センターを的確に維持保全するものとする。

第３章　武力攻撃事態等への対処

第１節　県の国民保護対策本部設置に伴う対応措置

第１　県が国民保護対策本部を設置した場合は、迅速に活動体制を確立するものとする。

第２　第１の場合は、第１章第２節第３を準用するものとする。

第２節　関係機関との連携

第１　支援活動に必要があると認められる場合は、国民保護法第１５５条第１項に規定する緊急通行車両に係る緊急通行車両標章並びに同法第１５８条第１項に規定する特殊標章及び身分証明書の取得を行うものとする。

第２　県国民保護対策本部又は市町村国民保護対策本部及び指定地方公共機関並びに関係機関と連携を密に取り情報収集に努めるものとする。

第４章　緊急対処事態への対処

第１　第３章に準じて対処するものとする。

第５章　費用負担

第１　県の要請又は指示による国民保護措置等の実施に関して本会が損害を受けた場合は、県に対し補てんを要求するものとする。

附　則

１　平成１９年７月１日制定

附　則

１　一部改正後の計画は、令和５年４月１日に施行する。

別紙

用語の定義

この計画における用語については次に掲げるとおりとする。

○　国民の保護のための措置
武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置をいう。

○　緊急対処保護措置
緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２２条第３項第２号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。
※　緊急対処事態対処方針
緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針

○　指定地方公共機関
県の区域で、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定する機関をいう。なお、群馬県では、令和３年４月１日時点で、１９機関を指定。

○　武力攻撃事態
武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

○　武力攻撃予測事態
武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

○　緊急対処事態
武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として

緊急に対処することが必要なものをいう。

○　武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。